

2017年版 オレンジブック 8 法規 訂正表

2016年5月13日現在

法律の改正等により、以下の箇所に変更がございます。誠に申し訳ございませんが、修正をお願い申し上げます。

ページ	箇所	訂正前	訂正後
303	2番「免許及び 資格要件」 本文4行目	※2016年（平成28年）4月1日 より、麻薬小売業者の免許の有効期間 が最長3年間に延長。	※2016年（平成28年）4月1日 より、麻薬 <b>取扱者</b> の免許の有効期間 が最長3年間に延長。
323	表内 上から3項目 「取扱者、麻薬」 ※1行追加	文言なし	※2016年（平成28年）4月1日よ り、麻薬 <b>取扱者</b> の免許の有効期間が最 長3年間に延長。
355	問5解説2番 2行目終わりに ※1行追加	文言なし	※2016年4月1日より、麻薬 <b>取扱 者</b> の免許の有効期間が最長3年間に延 長。